

監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年10月1日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

監査結果の措置対象

健康福祉部（こども園等）

城北こども園、東郷東こども園、東郷中こども園、東郷西こども園、東部こども園、
八名こども園、おおぞら園

監査結果報告年月日

平成30年3月30日

監査結果に対する措置通知年月日

平成30年9月25日

講じた措置等の内容

【こども園等】

《指摘事項》

備品管理において、備品標示票の貼付の困難な物品に対する取扱いが統一されていない事例があった。取扱方法の周知を図り、適正な備品管理に努められたい。

《是正措置内容》

備品の管理として備品標示票の貼付が困難な物品については、備品管理 台帳に備品の写真、標示票、規格等を明記したものを綴じ、適正な管理を行うよう改善しました。

《意見》

消火器の廊下等への設置に当たっては、転倒防止、誤操作防止対策等に留意されたい。

《措置内容》

園長会において、全園対象に消火器の転倒防止、誤操作防止等について子ども目線で安全管理を徹底するよう指示しました。また、こども未来課による園回り等において、確認と指導を行います。